

地方技師 赤松 秋太郎

「トラホーム」豫防に関する調査報告

国立保健医療科学院蔵書

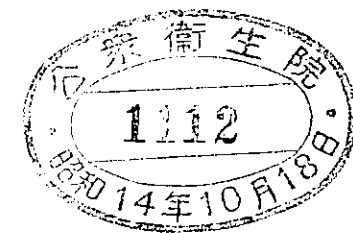
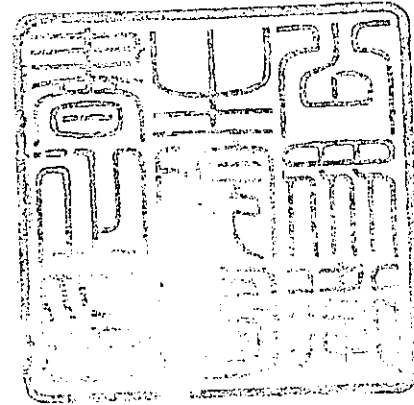


10012027

内務省衛生局

P M

PA
3



昭和三年七月一日

新潟縣警察部衛生課長

地方技師 赤松秋太郎

内務省衛生局長山田準次郎殿

「トラホーム」豫防ニ關スル調査報告

昭和二年六月全國衛生技術官會議席上貴命ニ係ル「トラホーム」豫防ニ關シ爾來一年ニ亘リ各方面ニ就キ銳意調査研究ニ努メタルモ菲才加フルニ資料整ハス或ハ御期待ニ添ハサランコトヲ惶ルルモ茲ニ收集シ得タル材料ヲ具シ卑見ヲ加ヘ別冊ヲ以テ及報告候也

緒言

昭和二年六月全國衛生技術官會議席上「トラホーム」豫防に關し調査命令を受けたるを以て歸來直ちにプランを作製調査に着手したるも元來不學不聞従つて企劃粗策にして集材羅織不整何等斯海を益する處なきを愧づるものなるも後の調査に當り會々參考の一端とも成らば幸なり。

本調査に當り内務省衛生局各位の貴重なる指導各省當局及各府縣先輩同僚各位の援助並縣内外各方面の好意に依り便益を得たること大なるものあり茲に記して材料並に好意を寄せられたる各方面に對し深甚の謝意を表す。

各府縣より得たる資料は出來得る限り本報告中に採納したるも必要並明瞭程度に應じ多少の取捨したり幸に諒是。

「トラホーム」豫防に関する調査報告

目次

第一章 「トラホーム」流行史	一
第一節 世界各地の「トラホーム」史	一
第一、埃及	一
一、埃及「トラホーム」の起原	一
二、埃及の文化衰頹と眼病の流行	二
三、埃及眼炎	二
第二、ギリシヤ、ローマ	三
一、「トラホーム」の起原	三
二、「トラホーム」なる名稱の起原	三
三、クリスト時代の「トラホーム」	三
第三、ヨーロッパ諸國	四
一、那翁前に於ける歐洲諸國の「トラホーム」	四
二、ナポレオン遠征時代以後	四
第四、亞細亞諸國	九
一、印度	九
二、支那	九

第二節 日本に於ける狀況

- 第一、日本に於ける起原……………一〇
- 第二、日本軍隊と「トラホーム」……………一〇
- 第三、一般「トラホーム」……………一〇

第二章 「トラホーム」の分布並其消長

第一節 世界各國に於ける事情

- 第一、歐洲各國……………一一
- 一、獨逸……………一一
- 二、ロシア……………一四
- 三、シスレタニア(オーストリア)……………一九
- 四、トランスレタニア(ハンガリー)……………二〇
- 五、土耳其……………二三
- 六、ルーマニア……………二三
- 七、ブルガリア……………二三
- 八、セルビア……………二三
- 九、ギリシャ……………二三
- 一〇、伊太利……………二四
- 二、スペイン……………二五
- 三、ポルトガル……………二六
- 三、瑞西……………二六
- 四、佛國……………二六

- 一五、ベルギー……………二七
- 一六、オランダ……………二八
- 一七、イギリス……………二八
- 一八、デンマーク、スエーデン及ノールウェー……………二九
- 一九、チエツコスロヴァキア……………二九
- 二〇、ポーランド……………二九
- 三、勞農社會主義聯盟……………三〇
- 三、エストニア……………三〇
- 三、リツアニア及ザール領地……………三〇
- 二四、ウクレイン……………三〇

第二、亞細亞

- 一、シベリア……………三一
- 二、スミルナ(小亞細亞)……………三一
- 三、シリア、パレスチナ及チアルス(英領)……………三一
- 四、メンボクミア、イラツク及ペルシャ……………三一
- 五、アラビア……………三一
- 六、中央亞細亞……………三一
- 七、東印度……………三一
- 八、印度支那……………三一
- 九、支那……………三一

第三、アフリカ

- 一、埃及……………三二
- 二、ツニシヤ、トリポリー及モロツコ……………三二

- 三、アルゼリア及南亞弗利加聯邦……………三三
- 四、南亞殊にトランスバール及カツア殖民地……………三四
- 第四、オーストラリア洲……………三五
 - 一、ニュージールランド……………三五
 - 二、ハワイ……………三五
 - 第五、北亞米利加……………三五
 - 一、北米合衆國……………三五
 - 二、墨 國……………三七
 - 三、加奈陀……………三七
 - 第六、南亞米利加……………三七
 - 一、ブラジル……………三七
 - 二、アルゼンチン……………三七
 - 三、ボリヴキア……………三七
 - 四、チリ……………三七
 - 第二節 我國に於ける「トラホーム」の分布竝消長……………五四
 - 第一、明治初年より中葉頃……………五四
 - 第二、明治末葉以後……………五五
 - 一、徴兵検査時の「トラホーム」……………五五
 - 二、壯丁豫備検査と「トラホーム」……………五六
 - 三、其他の検査と「トラホーム」……………五七
 - 四、接客業者の「トラホーム」……………五七
 - 第三、殖民地と「トラホーム」……………八〇
 - 第四、新潟縣に於ける「トラホーム」……………八七

第三章 「トラホーム」の消長に關係あるべき各種の事情……………九九

第一節 地理地勢的影響……………九九

- 第一、山地平地海岸との關係……………九九
- 第二、濕低地と「トラホーム」……………一〇一
- 第三、河川の流域と本病……………一〇五
- 第四、砂塵地帯……………一〇六

第二節 氣象と「トラホーム」……………一三五

- 一、氣 溫……………一三五
- 二、快晴日數……………一三六
- 三、降水量……………一三六
- 四、雪……………一三六
- 五、海 氣……………一三八

第三節 人種と「トラホーム」……………一四〇

第四節 男女と「トラホーム」……………一四三

- 第一、小學兒童……………一四三
- 第二、各種學校……………一四五
- 第三、新潟縣下一般住民検査成績と男女……………一四六

第五節 年齢と「トラホーム」……………一四七

第六節 文化普及と「トラホーム」……………一五四

- 第一、學校教育普及と「トラホーム」……………一五五
- 第二、都鄙の關係と「トラホーム」……………一五七
- 第三、交通機關の發達と「トラホーム」……………一五八
- 第七節 水の使用狀況と「トラホーム」……………一六一
 - 第一、水を充分使用し得る地と然らざる地との比較……………一六一
 - 第二、井 戸……………一六四
 - 第三、洗面用水……………一六六
 - 第四、浴 槽……………一六九
- 第八節 手拭及洗面器……………一七一
 - 第一、手拭と「トラホーム」……………一七一
 - 一、手拭の専用狀況と罹病率……………一七一
 - 二、手拭専用皆無の地と「トラホーム」……………一七二
 - 三、入浴時の手拭混用……………一七三
 - 第二、洗面器と「トラホーム」……………一七六
 - 一、洗面器の専用狀況と罹病率……………一七六
 - 二、洗面器を使用皆無の部落と普及せる部落との「トラホーム」……………一七七
- 第九節 家屋建築の一般的傾向と「トラホーム」の消長……………一七九
- 第十節 清潔狀態と「トラホーム」……………一八〇
 - 第一、「トラホーム」患者と清潔狀態……………一八〇
 - 第二、清潔なる土地と不清潔なる土地との罹病狀況……………一八四
 - 一、西浦原郡某村(清潔なる地)……………一八四

- 二、三島郡某町(不清潔なる地)……………一八四
- 第三、小學校兒童の清潔狀態と「トラホーム」……………一八五
- 第十一節 貧富程度と「トラホーム」……………一九四
- 第十二節 風俗習慣と迷信……………一九六
 - 第一、世界各地に於ける眼病關係風俗習慣……………一九六
 - 第二、日本に於ける風俗習慣並迷信……………一九七
- 第十三節 群居と「トラホーム」……………二〇〇
 - 第一、群居に關する事例……………二〇〇
 - 第二、新潟縣に於ける群居と「トラホーム」……………二〇一
- 第十四節 職業と「トラホーム」……………二〇二
 - 第一、職業的分野と「トラホーム」……………二〇三
 - 第二、各種職業と「トラホーム」との關係……………二〇三
 - 第三、新潟縣下職業と「トラホーム」……………二二五
- 第四章 各種衆團生活と「トラホーム」……………二二五
 - 第一節 工場に於ける「トラホーム」の分布並消長……………二二五
 - 一、各府縣工場比較……………二二五
 - 二、新潟縣工場「トラホーム」推移……………二二五
 - 三、従業種類別(新潟縣)……………二二六
 - 四、工場生活の「トラホーム」に及ぼす影響……………二二七

五、工場生活者罹病時期調……………二二七
六、作業場の明暗との關係……………二二八

第二節 學 校……………二三七

- 第一、小學兒童……………二三八
- 一、小學兒童與其他との「トラホーム」消長比較……………二三八
- 二、小學校に於ける「トラホーム」感染問題……………二三九
- 三、各府縣に於ける小學校と「トラホーム」……………二四〇
- 四、小學校「トラホーム」の累年消長……………二四一
- 五、學年と「トラホーム」……………二四二
- 六、小學校「トラホーム」と地理的關係……………二四二
- 第二、中等以上の學校……………二四二

第三節 陸海軍「トラホーム」……………二五四

- 第一、陸 軍……………二五四
- 一、現役兵「トラホーム」消長……………二五四
- 二、各部隊と「トラホーム」……………二五五
- 三、壯丁「トラホーム」と選兵損失……………二五七
- 第二、海 軍……………二六〇

第四節 囚 團……………二六一

第五章 海外移民と「トラホーム」……………二六三

第一節 我國海外移民開始年次……………二六三

第二節 移民に對する制限……………二六三

第三節 移民檢眼に對する各方面との照覆……………二六三

- 第一、移民の檢眼標準……………二六三
- 第二、内務省に於ける會議と「トラホーム」……………二六四
- 第三、「トラホーム」患者の入國拒絶……………二六五
- 第四、海外渡航者檢査官會議要項書の件……………二六六
- 第五、各國移民法拔萃……………二六六

第四節 移民に對する檢眼成績……………二六八

第五節 「トラホーム」による外國よりの送還者……………二六九

第六章 「トラホーム」の傳染並病原論の推移……………二七三

第一節 「トラホーム」の傳染に就て……………二七三

- 第一、素因に關係ありとする者……………二七三
- 第二、素因に關係なく傳染すとなす者……………二七三
- 第三、傳染と接種試験……………二七五
- 第四、新潟縣に於ける家族傳染調査……………二七六

第二節 「トラホーム」の病原に關する研究史……………二八五

- 第一、「トラホーム」病原研究の推移……………二八五
- 第二、眼細菌類檢査成績……………三〇〇

第七章 「トラホーム」の症候殊に合併症

第一節 「トラホーム」症候論の變遷

- 第一、古代及中世代.....三〇五
- 第二、十九世紀.....三〇五
- 第三、二十世紀.....三〇六

第二節 「トラホーム」分類

- 第一、臨床的症候による分類.....三〇七
- 第二、経過による分類.....三〇七
- 第三、ヒルシュベルヒの分類.....三〇八
- 第四、普國兵役關係結膜炎検査指針.....三〇八
- 第五、日本陸軍「トラホーム」検査分類.....三〇八
- 第六、内務省「トラホーム」診断指針.....三〇九

第三節 「トラホーム」と合併症

- 第一、人員別合併症.....三一〇
- 一、合併症の種類.....三一〇
- 二、合併症と地勢的關係.....三一〇
- 三、合併症と性及年齢.....三一〇
- 第二、眼別「トラホーム」合併症.....三一二
- 第三、「トラホーム」とモ・ア氏眼膜炎との合併.....三一四

第四節 視力障害の主因となりし合併症.....三三五

第八章 「トラホーム」と視力障害並失明.....三三八

第一節 「トラホーム」に因する視力障害の状況.....三三八

- 第一、調査方針.....三三八
- 第二、人數別視力障害.....三三八
- 一、視力障害の有無程度.....三三八
- 二、「トラホーム」の病症程度と視力障害.....三三九
- 三、年齢と視力障害.....三三九
- 四、兩眼片眼別視力障害.....三四一
- 第三、眼數に依る視力障害.....三四二

第二節 失明調査.....三五七

- 第一、各國に於ける盲者.....三五八
- 一、各國盲者比較.....三五八
- 第二、日本に於ける盲者.....三五九
- 一、盲者數及其消長.....三五九
- 二、新潟縣に於ける失明の消長.....三六一
- 三、各府縣盲者比較.....三六一
- 第三、盲者と性並年齢.....三六二
- 一、男女の關係と盲者.....三六二
- 二、失明者の年齢.....三六四

第三節 失明原因と「トラホーム」.....三六六

- 第一、外國に於ける失明原因と「トラホーム」……………三六六
- 第二、日本に於ける失明原因と「トラホーム」……………三六八
- 第三、各府縣「トラホーム」失明者比較……………三六九
- 第四、「トラホーム」に依る失明の總勘定……………三六九
 - 一、各方面の調査合表……………三六九
 - 二、新潟縣調査成績よりする「トラホーム」失明者の推算……………三七〇

第四節 「トラホーム」と他の失明原因との比較……………三七一

第九章 「トラホーム」の治療問題……………三八四

第一節 「トラホーム」の療法大觀……………三八四

- 第一、各時代に於ける療法……………三八四
- 第二、現在の趨勢……………三八八
- 第三、各種治療法と之に對する學者の所見……………三九〇
- 第四、新潟縣下一般醫師の取りたる治療法の概要……………三九四

第二節 「トラホーム」患者の加療狀況……………四〇二

- 一、醫療を受ける者の割合……………四〇二
- 二、治療回数及日數……………四〇三
- 三、醫療と地方的事情……………四〇三
- 四、手療治……………四一〇

第三節 「トラホーム」の治療と治癒との關係……………四一一

- 第一、檢診種類別より見たる治癒狀況……………四一一
- 第二、特設治療所治癒狀況……………四一二
- 第三、各府縣受療者に對する治癒者割合……………四一三
- 第四、新潟縣調査成績より見たる治療と治癒との關係……………四一四
 - 一、治療所開設地に於ける治療後の治癒狀況調……………四一四
 - 二、同前治療方法と治療成績……………四一七
 - 三、同前治癒に要したる日數……………四二〇
 - 四、同前再發再感染に關する調査……………四二一
 - 五、特別治療施行地に於ける數年後の再檢成績……………四二四
- 第五、任意治療に依り又は治療せずして治癒せる者に關する調査……………四三六
 - 一、治療方法と治癒との關係……………四三六
 - 二、自然治癒問題……………四三六
 - 三、治癒者の性と年齢……………四三七
 - 四、眼別治癒狀況……………四三八
 - (附) 各府縣民間療法法の狀況……………四五四

第十章 各國に於ける「トラホーム」豫防施設の概要……………四六一

第一節 大勢……………四六一

第二節 ドイツ……………四六一

- 第一、普國「トラホーム」豫防策……………四六一
- 第二、「トラホーム」豫防に關する規則的根據……………四六一
- 一、傳染病編入、檢診治療……………四六二

二、届出の強制……………四六三

三、郡醫職務規定と保健協會規定……………四六三

第三、陸軍と行政廳との聯絡……………四六三

第三節 匈牙利

第一、短期講習……………四六四

第二、「トラホーム」事業協會の設立並活動……………四六四

第三、強制治療……………四六五

第四節 其他の歐洲諸國

第一、オーストリア……………四六五

第二、ポーランド……………四六五

第三、チエコスロヴァキア及エソニア……………四六六

第四、佛國に於ける本病豫防……………四六六

反「トラホーム」聯合會の設立……………四六六

第五、オランダの強制治療……………四六六

第六、歐洲各國に於ける治療所の豫防措置……………四六六

第五節 埃及及ツニスに於ける豫防措置

四六七

第六節 亞細亞地方

第一、シベリア……………四六七

第二、イラツク……………四六八

第七節 アルゼンチンの「トラホーム」豫防

四六八

第八節 アメリカ合衆國

四六八

第一、「トラホーム」調査……………四六八

第二、治療施設……………四六九

第三、野外臨床診断……………四七〇

第四、家庭訪問並思想普及策……………四七〇

第五、州規則抜萃……………四七一

第九節 「トラホーム」届出強制諸國

四七六

第十一章 日本に於ける「トラホーム」豫防施設

四八五

第一節 「トラホーム」豫防法公布前の施設

四八五

第一、各種業態別検診開始状況……………四八五

一、壯丁豫備検診……………四八五

二、接客業者の検診……………四八五

三、工場に對する検診……………四八六

四、一般検診……………四八六

第二、検診根據並方法……………四八六

第二節 「トラホーム」豫防法施行後の状況

四八七

(附) 「トラホーム」豫防法、其制定理由及説明……………四八七

第一、「トラホーム」の検診……………四九二

一、専任技術官の設置……………四九二

二、非専任技術員……………四九三

三、各種檢診施行狀況……………四九三

四、檢診回数……………四九四

第二、「トラホーム」豫防法の徹底狀況……………四九五

第三、治療上の施設……………四九五

一、公設治療所……………四九五

二、道府縣立治療所……………四九六

三、私設治療所……………四九六

四、公設治療班……………四九六

五、公設治療所治療成績……………四九八

六、公私設治療所に於ける治療經費……………四九八

七、爾他の方面に於ける治療狀況……………四九九

第四九三

第三節 爾他の豫防施設……………四九九

第一、「トラホーム」檢診醫に對する講習……………四九九

第二、治療補助機關の講習……………四九九

第三、知識の普及徹底……………五〇〇

第四、經費より見たる「トラホーム」の豫防……………五〇〇

第五、「トラホーム」豫防事務打合せ……………五〇三

第六、各種團體に於ける「トラホーム」豫防施設……………五〇三

第七、「トラホーム」豫防協會……………五〇四

第八、眼科醫の普及狀況……………五〇四

(附一) 法令に依る處分狀況……………五〇六

(附二) 「トラホーム」模範治療所……………五〇七

第四節 新潟縣に於ける特殊の施設……………五九〇

第一、沿革……………五九〇

第二、醫師に對する眼科講習……………五九二

第三、眼病治療並調査……………五九二

第四、眼病調査會……………五九二

第五、眼病治療並豫防補助……………五九三

第六、専任技術員の設置……………五九五

第七、新潟縣恩光會……………六四八

第十一章 各種衆團生活に於ける「トラホーム」豫防施設……………六五九

第一節 學校に於ける豫防……………六五九

第一、各國に於ける學校「トラホーム」豫防施設……………六五九

一、獨逸學校「トラホーム」豫防……………六五九

(一) 學校「トラホーム」豫防に關する普國省令……………六五九

(二) 豫防施設としての企業……………六六一

(三) 學生治療……………六六一

(四) 小學教員に對する短期講習……………六六一

二、アメリカ合衆國諸學校に於ける「トラホーム」豫防施設……………六六二

(一) モンクナ州……………六六二

(二) ニュウヨーク州……………六六二

(三) ノース、ダコタ州……………六六二

(四) オハイオ州……………六六二

(五) ベンシルバニヤ州…………… 六六三

(六) イリノイ州…………… 六六三

第二、我國學校に於ける豫防措置…………… 六六三

一、豫防諸規定…………… 六六三

二、「トラホーム」豫防法公布前の豫防措置…………… 六六四

三、最近に於ける状況…………… 六六六

四、學校「トラホーム」治療成績…………… 六六七

五、學校醫並學校看護婦…………… 六六七

六、爾他の豫防措置…………… 六六八

(一) 學校衛生に關する講習會…………… 六六八

(二) 學校兒童に對する知識普及方法…………… 六六八

(三) 其他學校殊に小學校及幼稚園の本病豫防…………… 六六九

七、新潟縣學校「トラホーム」豫防措置…………… 六七〇

(一) 學校治療の普及状況…………… 六七〇

(二) 學校治療と治療醫…………… 六七〇

(三) 治療期間…………… 六七一

(四) 治療以外の豫防施設…………… 六七二

(五) 補助の關係より見たる豫防状況…………… 六七三

(六) 就學前「トラホーム」檢診並に治療…………… 六七三

六九〇

六九〇

六九一

六九一

第二、檢診機關及檢診狀態…………… 六九一

一、工場監督官(醫師たる)…………… 六九一

第二節 工場に於ける「トラホーム」豫防…………… 六九〇

第一、工場「トラホーム」豫防規定…………… 六九〇

第二、檢診機關及檢診狀態…………… 六九一

一、工場監督官(醫師たる)…………… 六九一

二、「トラホーム」(及結核)豫防法令により出發したる檢診機關の檢診…………… 六九二

三、工場治療施設並工場醫設置状況…………… 六九四

四、工場法適用工場と否適用工場との檢診状況…………… 六九六

五、工場従業者「トラホーム」豫防施設…………… 六九六

(一) 採用時及採用後の身體「トラホーム」檢査…………… 六九七

(二) 夜具の専用状況…………… 六九七

(三) 浴場普及の様様…………… 六九七

(四) 洗面設備手拭、其他…………… 六九七

(五) 新潟縣に於ける調査成績…………… 六九八

六、工場寄宿舎規則…………… 六九九

七、工場に於ける「トラホーム」治療状況…………… 七〇〇

八、健康保險法の施行と「トラホーム」…………… 七〇一

第三節 軍隊と「トラホーム」豫防…………… 七一七

第一、歐洲軍隊の「トラホーム」豫防施設…………… 七一七

一、フランス…………… 七一七

二、ベルギー…………… 七一八

三、イギリス…………… 七一八

四、イタリア…………… 七一九

五、ロシア…………… 七一九

六、オーストリア…………… 七一九

七、獨逸…………… 七二〇

(一) 「トラホーム」豫防に關する普國陸軍大臣訓令…………… 七二〇

(二) 普國軍隊編入時の「トラホーム」患者取扱…………… 七二一

- (三) 隊内豫防措置……………七三二
- 八、ルーマニア……………七三三
- 第二、我陸軍「トラホーム」豫防措置……………七三三
 - 一、選兵時の検査並規定……………七三四
 - (一) 陸軍身體検査規則……………七二四
 - (二) 徴兵身體検査指針……………七二五
 - 二、入隊時及入隊後の豫防……………七二七
 - 三、現役兵「トラホーム」治療状況……………七二八
 - 四、徴兵醫官の「トラホーム」講習……………七二八
 - 五、其 他……………七二八
 - 第三、海軍「トラホーム」豫防措置……………七二九
 - 一、海軍選兵規定並検査……………七二九
 - 二、海軍「トラホーム」治療成績……………七三〇
- 第四節 鐵道從業員の「トラホーム」豫防……………七三五
- 第十三章 總括、結論及私見……………七三九

「トラホーム」豫防に関する調査報告

第一章 「トラホーム」流行史

第一節 世界各地の「トラホーム」史

第一 埃及 及

一、埃及「トラホーム」の起原

總ての歴史の如く本病も亦超時代國とも稱すべきエジプトの事情より論起せらる。

「トラホーム」はナイルの河と共に古く而して又アラビアの熱風の如く砂漠の如く……とは想像し得れども此れを確證すべき史實を發見せず。Hirschbergも亦其眼科史に於て太古に於ける「トラホーム」の状況は判然せずと云へり。古き聖書の史書中 Exodus 第十章に「John-bah がエジプト全土に暗黒を齎した」とあるも、此れを以て「トラホーム」の爆發的蔓延、延びては盲者續出と聯結せんとするは穩當ならず。蓋し聖書のエジプト災厄中にも此の事實を數へ居らざるを以てなり。

只「トラホーム」史研究者が太古エジプトに本病の存在を想像するは、今より大凡三五〇〇年前ナイル地方に於て本病を知り且治療せる形跡あるが爲にして、そは實に

Papyrus Ebers (Papyrus Ebers, Das Jernische Buch von den Arzneimitteln der alten Agypten, Leipzig, 1875) 一手記なり。氏は一五五三—一五五〇年即 Dynastie 第十八世の支配せるエジプト全盛時代の人にして此手記は George Ebers に依りて一八七二年其第二回エジプト旅行の際同地の廢町 Theben に於て發見せられ、現存醫藥關係書中最古のものとして珍重せらるゝものに屬し、内容は處方叢書にして、眼に關する部分は約十分の一を成すと云ふ。

George Ebers は本書の翻譯に當り、古代エジプト人も亦「トリフアウゲ」(Triefauge, hetae m mrt たゞれ眼、潰眼の類)を知り居たりと記載せり。Hirschberg に依れば、「トリフアウゲ」は強分泌性眼炎にして、慢性顆粒症の結果と見做すべきものなりと云ふ。

依是觀是當時エジプトに本病(乃至本病類似眼病)の存在したりし事は想像に難からざるも、彼のエジプト遠征時代の如く汎濫的流行狀

態にありしや否判然たらず。Hirschbergも其眼科史に録して、「何人と雖も驚くべき大土木工事、古國の「ピラミッド」中世代の巖窟墓、各種の國寶、新興地たるテーベンの工藝品、美事なる銘に依つて飾られし宮や墳墓、續いて文藝復興時代の痕跡及土窟の風穴に至る迄善美を盡せる工藝品、並象形文字を以て裝飾せる「デンダラー」の宮乃至は Ptolemäus (三三三—三〇年 v. chr. 頃のエジプト王)、ローマ時代の「カイロ」の「エドフ」街 (Edfu u. Philae) 等を如實に見たらんには、口さがなき今日の進歩せるナイル沿岸民が慣稱する如く、彼の Pharanon (古代エジプト王) 時代のエジプト住民が、殆んど盲者なりしと云ふが如き談には必ずや賛成し能はざるべし。尤も自然則の權威は不朽にして當時既に今日の如く眼病ありたることは追想し得らるゝにもせよ云々」と云へり。

其他ギリシヤ、ローマの文献、中世紀アラビアの記録等にも Pharanonen, Ptolemäus, Kezelen 等の時代ナイル地方に本病が爆發的流行を遂ふしたる何等の實證をも捕捉し得ず、ギリシヤ、ローマの醫者には「エジプト」眼炎なる名稱は寧ろ異様に感ぜられ、却つて「トラホーム」の方が能く知られ居たり等の記載あり。

二、埃及の文化衰頹と眼病の流行

ヒポクラテス時代、エジプトの氣候は治病的なることを書き、Herodotus はエジプト住民の清潔を誇り、ローマ人に氣象療養地として好評を博したりとのことなるも、紀元五三二年 Justinian の「ペスト」がエジプトに侵入以來同國の健康上の名聲は頓に衰へ初め、是れより先大 Theodosius (三七九—三九五年 v. chr.) の時代 Byzantiner に依つて著しく逆轉せる同國の文化と共に益々低下し、續いて Salschinken (紀元二二〇〇年)、Manetiken (一二五四年) 及殊に土耳其の惡政 (一五七一年以來) 等に依つて、同國文化が愈々廢頹に赴くと相前後して本病も亦漸次盤根錯節を張り初めは風土病的後には爆發的蔓延を來たせしものゝ如く、而も其蔓延たる中世紀の末葉に近き頃なるが如し。蓋し Reust (一八二〇年) の十字軍史、アラビア、エジプト等の醫師、歴史家、地理家等の報告、殊に有名なるカイロの醫師 Abdallahif (紀元二二〇〇年) のエジプト關係記録中エジプトの疾病性状の部等に於て一言も本病に言及せざるが爲なり。

三、埃及及眼炎

エジプト眼炎に關する最初の文献は紀元一五八〇—一五八四年エジプト、カイロに開業せるヴェネツィア醫師 Prospero Alpinius がエジプトに於ける眼病の爆發的蔓延を發見せるにあり、尤もヘンライ人旅行記中 Mechtillan ben Menachen 及 Oradja が「多くのエジプト人は眼病に罹り居れり」と記載せるも。爾來「ペスト」と共に國災として猖獗を極め來りしことは十八、九世紀以來各種の旅行記等に依り明かなりと云ふ(ペストは大凡八十年前以來終熄)

「エジプト眼炎」なる語はナポレオン (一七九八年) の遠征より初まる。此の時こそ實に歐洲全土に「トラホーム」の蔓延したる最も忌

はしき時期なり。

第二、ギリシヤ、ローマ

一、「トラホーム」の起原

ギリシヤ、ローマに於て「トラホーム」は通有且周知のものなりしが如く Hirschberg は Aristophanes (四五五—四〇四 v. chr.) の喜劇各部より「マゼン、メロポネシア戦争(四三二—四〇四 v. chr.) 當時、社會的難苦、密盜横行等の渦中に無數の人々せめぎ合ひし爲「トラホーム」も蔓延し且増悪せる」ことを述べ、且其著眼科醫の歴史的研究に於て「兎に角「トラホーム」は既に古代以來普通且周知の疾病にしてギリシヤ本國は勿論ローマ帝國の「ヘレニア」地方にもありしものなり」と結論せり。

二、「トラホーム」なる名稱の起原

古代ギリシヤの記録には只 Ophthalmia (Ippitudo (des Cists)) なる名稱に遭遇し、「トラホーム」なる名稱に達するは Petrus Dioscorides, 40 ad. 60 n. chr. に初まる。然も此れが普通の應用を見るに至りしは十九世紀にして、即 Bosas 1834 の眼病論其他 Hasner, Art u. Bendz (1834 頃) に依り今日慣用の意味に用ひらるゝに至れりと云ふ。

Galen, 131—201 n. chr. は小亞細亞、エジプト、ローマ等に開業せる醫師にして其の著の本物はヒポクラテスの著と同様入手困難となるが、兎に角其著と稱せらるゝものの中處々に「トラホーム」治療に關する記載あり。又ギリシヤの醫師 Galenos, Psaulisagogos は「トラホーム」を Trachom, Pachytes, Sykosis, Tylosis の四階級に區別し、Paulus (エボナの人) は「トラホーム」を烙鐵にて治療したる記事あり。

三、クリスト時代の「トラホーム」

クリスト時代のローマの醫 A. Cornelius Celsus, 25-50 n. chr. は「トラホーム」を Aspritu do と稱し、其の著 De medicina VI. 6. 26 又 A. Pinus secundus は其著 Naturalis Historia に於て「トラホーム」を Lippitudo と稱し詳細を述べるあり。其他 Scribonius Largus, 43 n. chr. 及 Marcus 388 n. chr. Cassius 447 n. chr. 等の本病に關し報告せり。以上の事實に徴すれば、ギリシヤ、ローマ地方に於て、古來本病の存在並に流行ありしことは疑いの餘地なきが如し。尚又中世代に於けるアラビヤの醫師 Rhazes, Isaac, 991 n. chr. (Aegypt. Augenarzt), Avicenna, 1037 n. chr. は「マニクス」に就き報告をなせり。「マニクス」は當時 Chabel od. Sebel (Boldt) と稱せり(近世「トラホーム」全書に於て Sebel 云々)。

一、那翁前に於ける歐洲諸國の「トラホーム」

中世代の歐洲に於ける記載は殆んどアラビヤ人の手に委せられ、従つて當時歐洲に於ける「トラホーム」の状況は只僅かに想像し得るに過ぎずとのことなり。然し乍ら十三世紀の頃東洋にも、西洋にも開業し居たる Benvenutus Grapheus は東洋の方本病多しと報告せることとなる徴し、西洋にも亦本病の存在を摸擬し得べく、殊に近世代に至つては各種の報告に乏しからず。

Ambroise Pare は一五七七年「ペンヌス」に就き、獨逸の醫師 George Bartisch, (u Augenarzt Deutschlands, Dresden) は一五八三年「トラホーム」及「ペンヌス」に就き、又 St. Yves (Paris) は一七二二年 Lidlechte に就き各々發表せるのみならず尙同様な報告はポルトガル、スペイン、オランダに於ても、亦十八世紀の英國醫師並に一六九九年一七〇一年ブレスラウ及一七六一、二年にはウエーストフアーレンの英國軍隊よりも發表され居れり。殊に廣汎なる眼炎の大流行は、一七八八年即ナポレオン遠征以前伊太利の Padua, Jakob, Penada, にありたりと云ふ。其他 Assalini, Penada, Guadri, Kubin u. Coble 等は「トラホーム」と同様の疾病は既に一七九二年「ナポレオン」遠征以前モデネジア軍隊其他伊太利民間に存在したることを報じ、Hirschberg はトルバトの論文中「トラホーム」民間薬現はれ居る事實より露西亞本土、埃國東海縣、恐らく又普國に於ても佛軍侵入前本病が風土病的に在りしものなりとなし、Bothe はライン地方に於てはナポレオン戦争前に軟眼 (Welche Augen, nach Linken nicht anders als Granulion) ありしを報ぜり。又露西亞の「トラホーム」に關し Eble は一八二五年露西亞の譬 Lang に依ればクリミヤ地方に於ては、吾人の考へ得ざる時代より本病が散在性に蔓延し、主としてタクルの貧民に喰い込み居りしこと並に一七八二—一八〇五年に掛け前後二回に亘り傳染性眼炎が流行し(註曰「トラホーム」のみにあらざるべきも)、最初セバストポールに、後國內に蔓延したる旨を報じ、且ラングは此の眼病も埃及より來りしものにして、多くの巡禮がカイロより持ち歸りしものならんとの報を爲せるあり。更に Widmarz の調査に依れば一八四四年十月ストックホルムの衛戍病院に本病の流行ありしが、實は之れ以前既にシユエーデンには「トラホーム」あり少なくともフィンランドには既に十八世紀頃風土病的に本病存在したりしことは疑なしと云へり。

以上の事實より推し太古時代はいざ知らず中世代後に於ては歐洲内部と雖もよし流行性に蔓延なかりしにせよ、古代文化國たる地中海沿岸乃至亞細亞文化國と何等かの交渉ありし地方に本病の風土病的存在ありしは争ふべからざる事項と云ふべし。

乍然最近代文化の發祥地を以て彼此共に任ずる歐洲全土を席捲し本病流行史上一大「エポーク」を劃せるは那翁以後なり。

二、ナポレオン遠征時代以後

(一) 佛國軍隊 當時の普國陸軍省醫務局長 Carl Ferdinand Grate は當時の状況を録して『軍隊並國民群を通して眼禍の荒れ狂ひたるは此の時なり。幾千の人々は明を失ひ、大病院は眼患の爲めに、公衆保護收容所は盲者の爲に設立せられ、無數の人々は本病の爲に使役せられ、土地と云ふ土地にして本病を免れたる處なく、到る處季節的に勃發し人々は本病の襲來に恐れ立てり』と。

ナポレオンが英國に對する遠征の假面の下に、一七九八年五月十九日三五、〇〇〇の兵と三〇〇の運送船並一三の戰艦及八「フレガツト」艦を以て Toulon を出發し六月十二日マルタを占領し、埃及に到着せしは實に七月一日にして、當時埃及に於ては傳染性眼炎恰も酣盛の季節なりき。軍は七月二日、アレキサンドリアを占領し七月二十一日ピラミッドの一戰に於て「マルメーケ」(「エジプト」騎兵隊)を一蹴し、二十二日にはカイロを攻陥せり。然るに此の頃より勝誇れる軍隊は更に恐るべき強敵の襲來を被りたり。實は上陸後間もなく不知不覺の間に到る處に萌芽しつゝありし敵は此の頃に到り恐るべき程度に威力を増せり。そは他なし「ベスト」赤痢、「スコルブート」、黄熱、肝臓炎、癩、日射病及「トラホーム」なり。「ベスト」の爲め死したるもの一、六八八人、赤痢により二、四六八人、「スコルブート」により三、五〇〇人犯され死亡二七二人、日射病にても多大の損害を蒙り特に射撃能率に重大なる影響ありしは「トラホーム」なり。

茲に於て、一七九九年八月此の恐るべき戦地を引上げ、一八〇〇年には大部の兵は沿岸より遠かりしが、其頃には既に本病は終熄に近かり。然るに一八〇一年の春暖と共に入國せる英人を追放すべく再びアレキサンドリアに進軍せしに、又も本病は急速の發展を爲し、僅か半月にして三、〇〇〇人も犯され、間もなく兵員の三分の二は本病の犠牲となり、一八〇一年八月迄に亘る滯在中非常なる蔓延状態に於て繼續せり。

此の期間主として犯されたるものは「ナイル」河畔に駐屯せる聯隊殊にデルタに留まれる者「デセイクス」師團及對陸軍隊にして、ギゼー及ボードー間の移動橋架設從事者最も猛烈に襲はれ、カイロ、ギゼー、ロセツチ等には之等の爲め特別の病院を設立せり。

其後佛慶兵一三、〇〇〇が一八〇一年八月英國船により送還さるゝに及び、漸く病勢頓座せり。Larrey によれば病者の大部分は既に送還船中大に輕快し、歸還と共に悪疫性を失ひたりと云ふ。次で一八〇一—一八一六年に亘る戰爭中、他軍には相當流行ありしも佛軍には只散在且非悪性の發生ありしのみなることは當時總ての學者により承認せらる。幾何の盲者ありしかに就き記載なく佛一般民衆にも著しき感染なかりしが如し。

(二) 英國軍隊も アバキアの Alvertonkie-General に引率せられ一八〇〇年埃及に上陸せるが、同軍も殆んど總て「トラホーム」に犯され、多數の病院は只眼病患者の爲め設立さるゝの餘儀なきに至れり。當時英醫は早くもエジプト眼炎の傳染性を認知し、結膜に於ける特殊の變化殊に戎毛、状態に注意し Vetch (一八〇三年) の如きは結膜顆粒の圖譜を發表せり。

越えて一八〇三年エジプトを去りし英軍は、種々なる方面より本病流行の機会を造れり。即同軍の直接間接に到達したるマルタ、シヅリア、ジブラルタル、ポルトガル、スペイン等に或は劇しく或は軽く本病の流行を來せり。就中最も劇しかりしは英國にして、最初アイルランド聯隊、次で一八〇四年イングランドに及び、第五二聯隊の第二步、工、輜重大隊が犯され爾後殆んど總ての軍隊に及びり。第二大隊は兵員七〇〇の處一八〇五——一八〇六年の間に六三六人迄本病に罹り其内五〇人は片眼を失明して退院せり。

英國軍隊の失明者は一八一八年五、〇〇〇人以上に及び之が爲同國政府は年々一〇〇、〇〇〇「ポンド」英貨を癩兵の扶助料として支給せる状況なり。

軍隊に於ける状況右の如くなるを以て之れが幾何もなく一般住民に波及せるは中迄もなし。初めは兵士に最も訪問されし娼樓に蔓延し、やがて全國に而も最も甚しかりしは公營建築物、學校、育兒院及病院等にして、一八〇二——一八一〇年中「トラホーム」患者の退院せるもの二、三二七人、又陸軍救護所にて救護せられし眼病患者は（一九一一年迄に）一、五〇〇に達せり。

(三) イタリヤに於ては、一八〇一年佛軍が埃及よりの歸途エルバ島及 Ukonio に上陸後間もなく同地のイタリヤ軍隊に爆發し、「チルレニア」海の沿岸にその Chivari, Genoa 方面に及び一八〇四——一八一〇年の間には同國內部に位する Parma, Mantua, Padua, Vicenza, Cremona, Lodi, Milan 地方に侵入せり。

第六 イタリヤ聯隊に於てはエルバ島にて感染以來七ケ年も本病に悩まされしが、スペイン遠征より歸り、一八一一年 Ancona に向ひし頃より更にアドリアチック海岸に蔓延し、聯隊が到達後二、三週にして公娼に、續いて早くも少數の市民に現はれ、爾後間斷なく海岸に沿ひて、或は能く或は弱く、シニガトリア、リミニに後には又國內に向つてコレト、マセラータよりアスコリーに蔓延し、一八一三年頃最高點に達し、一八一二年アンコナの兵中罹病一五〇〇、内兩眼失明二五、片眼失明九七を出し、一八一三年には兩眼失明二五、片眼失明四〇ありたりと云ふ。

然るに一方 Assisi, Penada, Guadri, Kubini, Cole 等に依れば同様の疾病は既に一七九二年、モデネジヤ軍隊に於て、並に又佛軍中の伊太利勢が歸還前より、例へば一八〇四、一八〇九、一八一〇年バツアに、一八一〇年バツキアに於て一般國民中に蔓延し、尙同様な事實はハンガリーに駐屯せる（一八〇九年）伊軍にもありたりと云ふ。

兎も角右様の状況の下に、一八一七——一八二四年迄は猶りボルノの陸軍病院に同病患者あり、最も劇烈を極めし蔓延は一八二二——一八二六年ナボリの守備隊（シツリア、ノバレルモ）のそれにしてあらゆる注意をなしたるパレルモ駐在のオーストリア軍は流行を免かれたりと

云ふ。

斯く觀し來れば本病は既に古くより同國內に侵入し居たりしこと疑なきも特に劇期的且悪性蔓延をなしたるは何と云つてもエジプト遠征時代にして英佛軍により播種せられしものと認めざる可からず。

尙此の機會に附加し度きは他の歐洲各國軍隊には一九一三年迄は「トラホーム」たりしこと疑ふの餘地なき（？）趣にして、蓋當り英國軍隊は屢々佛軍と接衝ありたるも本病なく、又普國軍隊も一八〇六——一八〇七年露軍と共に屢々佛軍と戦ひしに係らず一八一三年迄は何等「トラホーム」蔓延の事實なかつたことなり。

(四) 普國軍隊に於ては一八一三年迄は「トラホーム」を認めざりしが同年早春大凡男子たるものは老若を問はず可能なる限り武器を持つて立つべく召集され露國より逃れ來りし敵軍の殘餘が最初に放棄したりしオスト、プロイセン、ウエストプ、ロイセン及シュレージエングンテツヒ並にプレスロウに召集せりこゝに於てか「トラホーム」は充つ普國軍に現はれ殊に新補充兵義勇兵及「ヨーク」軍國の攻圍軍に侵入したり。就中「ヨーク」軍國は佛軍と交戦中の露國を左翼に控へ東海縣に於て佛軍に對し對陣數ヶ月に及びたり。此の地こそ恐らく今日中部歐洲中最厚の「トラホーム」病源地と目さるゝ所なり。然も其の蔓延源たる佛軍の「トラホーム」よりは寧ろ其の當時既に風土病的に露西亞及英國東海縣地方に「トラホーム」存在したる爲なるべしと云ふ。

又 Hirschler の考ふる處に據れば露西亞本土及英國東海縣恐らく又普國に於ても佛軍侵入前既に本病が風土病的に存在せるものならざる可からず、蓋し Dorpat の論文中「トラホーム」の民間發現は居るが爲なりと。

前記各地より出發したる本病は次には主として攻圍軍にのみ現はれ、遙かに良性に轉じたるも、其後ワオーテルローの戦以來再び恐るべき程度に増加し、一八一六年平和の風と共に大部分消失せりと云ふ。更に劇しく且軍隊の三分の一を犯したる流行は一八一八年マインツに於けるそれなり。本隊は當時シュレージエンより轉入し來り主として低部ライン及ナツソーの新兵及補充兵より組織せられたるものにして、Bolt に依れば此の流行の因は恐らく新兵編入に歸すべきものならざる可からず、蓋しライン地方にてはナポレオン戦争前既に眼眼（Jinken に依れば眼眼は「トラホーム」に外ならずと）が地方民間に有りたるが爲なり。

而して當時（一八一三——一八一二年）普國軍隊の「トラホーム」患者は約二五、〇〇〇、前者は一、一〇〇を下らずとあり。爾來普國殊に東部及西部普國に本病あるは地理的分布の部に明なる處にしては主としてロシア及ガリヂア恐らく又ハンガリーより來りたるものならんとのことなり。

(五) オーストリア軍隊は戦争中屢々佛軍と接衝ありしに係らず全く眼災より免れ得たり。然るに一八一六年に至り初めて本病の襲撃を受

け、爾來三大流行を遂ぐ。其中二大流行はケルンテンに於けるクラゲンフルト守備隊にして一はウインベンに於ける第十三「フライヘル」歩兵聯隊なり（此の聯隊は以前のフランス、イタリヤ聯隊第一、二、四及六の殘部より成立し、之れに參加せる兵員は以前埃及遠征に參加し後日イタリヤ、スペイン、シジリヤに於て本病を経過せるもの並「眼病ある新兵」として聯隊に編入せしめたるもの等なり）。而して第一の流行は強弱交代しつゝ一八二三年迄持續し、一、三〇〇人の「トラホーム」患者及八〇〇人の全盲又は一眼盲を出し、第二の流行は比較的良性にして一八三三—一八三四年クラゲンフルトの「ラツテルマン」歩兵聯隊第七及ペテルワルグイェル境界聯隊を犯し、九二〇人の患者及二人の弱視を出せり。第三の流行は一八四九年—一八五一年フロレンツに於けるものにして患者數二、二二二人、兩眼失明二六八片眼失明二四人に及べり。爾來「トラホーム」は軍隊にもオーストリアハンガリー國の各都にも軍備の完成を期するに困難なる程度迄風土病的に流行せりと云ふ。

尙 *Four* に依れば一八五〇年—一八六〇年の頃ハンガリーに流行せる本病はポーランド及ガリヂアの騎兵の躍動に依り移入され一八五四年第十六「ハウザル」聯隊がガリヂアより歸還したる際同聯隊に三—四〇〇の患者あり（從來同隊には患者なし）、此が結婚、移動勞働者其他新郎新婦の洗面共用の風俗等により國內に蔓延したるものとせらる。

(六) ロシア軍隊に於てもナポレオン戦争以前は「トラホーム」に襲はれ居らざりしが一八一八年始めてワルンショウ守備隊に、次で一八二一—一八二三年クロン市、オラニエンバウン及びセントペテルスブルグに小流行ありしに過ぎず。然るに一八三一年露國ポーランド戦争の間に注目すべき強度に達し、爾來軍隊の風土病となれり。

Feiler によれば一八三九年迄に總計七六、八一一の患者中片眼八七八、兩眼六五四の失明を來したりと云ふ。又クリミア戦争の際に於ても一八五四年フランス及英國軍隊にカリポリーの土木作業の間流行せり。一八七七—一八七八年に於けるロシア、トルコ戦争の當時に於ける全失明者の五分の一は「トラホーム」に因すとのことなり。

(七) オランダ及ベルギー軍隊に於ては一八一五—一八二五年恰もニーグライインにありしその如く、一八三四年以來「トラホーム」の流行ありたり。當時「トラホーム」撲滅の爲め招聘せられし *Tinken* によれば、ベルギー軍隊に於ては一八三四年全盲四、〇〇〇人半盲一〇、〇〇〇人ありしとのことなり。ベルギーの衛生視察員たる *Vleminckx* は一八三四年には「*Blindes*」の忠告に依り四、〇〇〇の「トラホーム」兵をば郷里に退出せしめたり。之れにより軍隊は一瞥にして「トラホーム」となりし代り從來無病の一般家庭に侵入するに至れり。乍然此の苦き體驗以來豫防策を講ずるの要を感じ軍隊の検査を厳にし病者を所屬病院に送る等により遠退くに至れり。

(八) 其他歐洲諸國軍隊ニュウエーデンの軍隊に於ては一八一三—一八一五年間屢々普國と接觸せし關係上之れより「トラホーム」を感

せるものにして (*Blindes*)、ニュウエーデンの第一軍團病院の報告に依ればフリードリツヒ市に於ては一八一四年傳染性眼炎が而も獨逸より歸還せる兵の間に流行したることなり。ストックホルムの衛戍病院にても一八一四年十月同様の流行あり、之れノールウエーより歸還せる「セール」艦隊の兵員五〇〇より蔓延したるものにして、該艦隊はニュウエーデン軍隊を獨逸より郷地に航送したる關係上其途中海兵に感染したるものと見做され居れり。

デンマークの軍隊は一八四八年獨逸軍隊の侵入迄全く「トラホーム」を知らざりしとは本病研究功勞者たり *Benz (Tos)* の報告する處、然るに此の時以來急に同軍隊内に蔓延し多數患者を出すに至れりと云ふ。

ポルトガル軍隊にては一八四九—一八五九年の間に一〇、〇〇〇人の「トラホーム」患者を出し、内五五人は失明せりと云ふ。

第四 亞細亞諸國

古代アジアの文化國たる印度人支那人間に本病の流行蔓延ありたることは想像に難からざるも太古に關するものは惜いかな今日迄の史實より何等湧出する處なし。(印度支那の文獻は主として近世「トラホーム」全書に依る)

一、印度に關しては *Charaka Susruta* 等の著(一世紀頃の人)に眼瞼内面に無數の小隆起群發し疼痛少なし、又ある者に在りては其の狀爪の種子の如くにして觸るゝに粗糙の感あり、疼痛僅かに存すと記し *Hindus* は此れを「トラホーム」と見做せり。果して然りとせば當時既に相當流行ありたるものと見ざる可からず。

二、支那に於ても太古の事情は全く不明なり。只國狀、地勢、交通近世の事情よりして流行を想像するに過ぎず。大西の調査に依れば今より四千五六百年前黄帝熊氏の選に係はる内經中赤目、目昧の語あり超へて千三百年前の著なる諸病源候論中眼息肉淫腐候の論下、息肉淫腐の説明あり、尙唐代の孫思邈の千金方にも目中生息肉云々とあり、同じく唐の王隱の外臺秘要にも赤肉又は瘡に關する記事あれども要するに唐の中葉に至る迄は「トラホーム」症候的記述と見るべきものなし。然るに外臺秘要後三三五年裴宗元及陳師文の和劑局方(八百二十年)中歴然たる「トラホーム」の記事あり即「瞼生風粟」「翳膜」「漸覺細小」(前後略)の記事是なり。「瞼生風粟」は實に「トラホーム」を記載せるもの。翳膜は「パンヌス」、漸覺細小は「トラホーム」性下垂を表はすものにして本書は支那醫書中「トラホーム」に關する最古の記事なりと云ふ。其他「トラホーム」に關する記述と見るべきは明朝時代審視瑤函中粟瘡痘內起粒々似金珠細顆似膿(河本)、同書中椒瘡瘰癧瘡の記事あり、同様の記事は王肯堂の證治準繩中にも出で椒瘡瘰癧に易散と不易散とあり易散瘰癧は「フリクテン」なからんか(大西)と云ふ。

河本氏の研究によれば以上の外漢法「トラホーム」史及眼科百效全書中赤血年久致生風粟又漸生風粟如來黑睛有翳等「パンヌス」を説明

し尙「パンヌス」に該當する黄膜下垂、赤膜下垂、垂濼弱或は垂濼障翳の語並倒睫拳毛又は拳毛倒睫の語及之れが原因累害等を説ける記事等あり。

以上の文献は何れも支那に於て古來本病の存在並流行立證する貴重なる事實と云はざるべからず。

第二節 日本に於ける狀況

第一 日本に於ける起原

日本に於ける「トラホーム」の流行は古き歴史なく、我國眼科史の嚆矢たる眼目明鑑（一六八九年）にも本病を想像すべき記載なし。然るに馬島秘傳中「疫目、ヤミ目」の病名あり此中「トラホーム」を包含するものならんか。越へて一八〇〇年頃柚木眼科秘録中胞肉生疔に關する記事あり、前者と同程度の意味に解すべきか。又小林譯眼科新書（明治七年）及坂井譯眼科必携（明治九年）には共に「クラコーマ」なる記載あり、中根譯眼科提要には「クラコーマ」性結膜炎なる名稱あり、此れ等の事實は當時既に本邦醫家が「トラホーム」を（其觀念に於て明確なりしや否や不明なるも）承知し居たりし證なるも、同時に本病患者に關する記録なきを以て未だ本病の確立を證するに足らず

第二 日本軍隊と「トラホーム」

然るに我國軍隊に於ては明治八年（一八七五年）眼險内翻外翻を選兵の際除外するの規定を設け、同十年（一八七七）には「結膜顆粒性炎」を陸軍省統計に記録せり。此の結膜顆粒症には「トラホーム」を包含したること疑ふべからず、之れ恐らく本邦に於ける「トラホーム」關係記載の初めなるべし。

第三 一般「トラホーム」

明治十四——二十四年（一八九一年）大西が岡山に於て蒐集せる統計中明に「トラホーム」患者二五・五%あるを報ぜり。「トラホーム」と銘を打つたる統計は是れを以て嚆矢とすべし。又荻生博士によれば（明治四十四年）「今より二十年前東京府下青梅の小學校に於て當時「トラホーム」と唱へられし眼病が大流行を來し夫れが動機で東京で騒ぎ初めたるものと思ふ」とあり、恐らく此の當時より初めて本邦醫家の「トラホーム」に關する觀念明瞭となりたるものなるべく、爾來各専門家によりて續々「トラホーム」統計報告せらるゝに至れり。されど當時の報告は多く單に眼病患者の統計又は一、二小學校兒童に對する「トラホーム」統計にして一般民衆に關する報告殆どなく、明治四十年前後より初めて各府縣に於ても「トラホーム」の檢診並豫防施設をなすに至り全國に本病の蔓延せること明瞭となるに至れり然れども幸ひ本邦に於ては未だ歐洲に於けるが如く軍隊に大流行（少數の患者あるにせよ）を來したるが如き事例を聞かず。

第二章 「トラホーム」の分布並其消長

第一節 世界各國に於ける事情

「トラホーム」の淵源既に遠きにありて世界各國殆んど本病を見ざる地なく然も其統計的數字たるや學校、兵營に於ける「トラホーム」の檢診成績若くは各病院に於て治療せる眼病患者中の「トラホーム」數等にして全住民に對する檢診成績を基礎とするもの極めて少く從つて該當國又は地方に於ける全「トラホーム」患者數を知るに由なしと雖も調査し得たる各報告に依り各國に於ける「トラホーム」分布の狀態並に消長の大量觀察を爲さんとす。

第一 歐洲各國

一 獨逸

最も多きは東西普魯西にして、此れに次ぐはポーゼン、シュレーデエン及之等に隣接せる二、三の地方なり。

Bach 及 Vossius (一八八八——一八九二) はケーニヒスベルヒに於て全眼病患者中「トラホーム」を一三四・三%と算し。

Kilmt (一八九一——一八九七) は全眼病患者中一五四%となせり。

又同氏は一八九七年東普魯西各州の「トラホーム」患者を七五、〇〇〇人にして全住民中五・七%なりと報告す。

Greef (一八九八) は西普魯西の全「トラホーム」患者を四七、二五〇人即全住民對四・五%なりとせり。

Schneller (一八七五——一八九二) は三〇、〇〇〇人の眼病患者中一五、七五一人の「トラホーム」即五八・三%を發見せり。

Hirschberg は學校「トラホーム」に就て報告し、

高等學校	五〇——一〇〇%
市の學校	一〇〇——一五〇%
田舎の學校	二〇〇——四七〇%

右の如く都市に於ては田舎に於けるものよりも極めて少なき旨を附加せり。

Hirschberg, Sattler, Kilmt, Vossius, Greef 等は獨逸の「トラホーム」地域を二となし罹病率を擧げ居れり。

(一) ブルギー及ニードラント、との境界領域。